

高 第 2 5 2 号
令和 5 年 5 月 2 日

各	特別養護老人ホーム	}	施設長 様
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅		
	介護老人保健施設	}	管理者 様
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		
	認知症対応型共同生活介護		

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者施設従事者等への頻回検査に係る抗原定性検査キットの配付について(依頼)

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。
このたび、連休明けから夏期までの感染拡大に備えるため、施設従事者等への頻回検査用として、予め抗原定性検査キットを配付することといたしました。配付対象施設は、「高齢者施設従事者等への頻回検査に係る抗原定性検査キットの配付について」(令和5年4月19日付け)の通知により検査キットの配付を希望した施設、配付時期は5月8日以降、順次となります。

検査の開始時期については、感染状況等に応じて、別途お知らせしますので、配付された検査キットは、頻回検査開始のアナウンスがあるまで、施設で保管し、使用しないようお願いします。

頻回検査開始のアナウンスがあった場合は、下記のとおり、検査を実施していただきまして、実施状況を報告していただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、9月末をもって終了する予定ですので、併せてお知らせいたします。

記

1 頻回検査対象施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護

2 頻回検査の実施時期

県内の感染状況を鑑み、実施時期を決定する。

3 検査のスキーム

- (1) 委託業者から検査キットを各施設へ配送（5月8日から順次）
- (2) 県内の感染状況を鑑み、県から各施設に対して、検査開始を案内。
- (3) 県から頻回検査開始のアナウンス後、各施設において、週2回の頻回検査を実施。
- (4) 各週の検査実施後、速やかに委託業者に対し、実績を報告。
検査結果登録サイト（PASS-CODE） <https://kanri.chiba-antigentest.jp>
（別途委託業者よりアナウンスを予定）
- (5) 検査により陽性が疑われる場合（検査キットにより陽性反応があった場合）は、配置医師、協力医療機関等と連携の上、医師による確定診断を必ず受ける。
- (6) 検査キットの使用実績や検査結果等については、5年間（令和11年3月31日まで）施設において、保管をすること。

4 問い合わせ先

千葉県 高齢者施設従事者等の抗原検査キットによる頻回検査事務局

（県が委託している業者：凸版印刷株式会社）

TEL：0570-00-0015（平日午前9時から午後6時まで）

検査キットは、「凸版印刷株式会社」から送付されます。

【担当】

高齢者福祉課 法人支援班

電話番号：043-223-2350